

平成19年9月12日 開会
平成19年9月25日 閉会
(定例第8回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第54号

平成19年第8回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成19年9月7日

大山町長 山口 隆之

1 日 時 平成19年9月12日 午前10時00分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 8 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 1 9 年 9 月 1 2 日 (水 曜 日)

議事日程

平成 1 9 年 9 月 1 2 日 午前 1 0 時 0 0 分開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 93 号 平成 18 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第 94 号 平成 18 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第 95 号 平成 18 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 96 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 97 号 平成 18 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 98 号 平成 18 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 99 号 平成 18 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 100 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 101 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 102 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 103 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 104 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 105 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第 17 議案第 106 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 107 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 108 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 109 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 110 号 平成 18 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 22 議案第 111 号 平成 18 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 112 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 113 号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 114 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 115 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第 27 議案第 116 号 町道路線の認定について（末吉末長線）
- 日程第 28 議案第 117 号 町有財産の売払いについて
- 日程第 29 議案第 118 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 議案第 119 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 議案第 120 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 32 議案第 121 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 33 議案第 122 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 34 議案第 123 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 35 議案第 124 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 36 議案第 125 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 37 議案第 126 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 38 議案第 127 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算

(第 2 号)

日程第 39 議案第 128 号 平成 19 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 40 総務常任委員会の調査報告について

日程第 41 教育民生常任委員会の調査報告について

日程第 42 経済建設常任委員会の調査報告について

本日の会議に付した事件

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 93 号 平成 18 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第 94 号 平成 18 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第 95 号 平成 18 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 96 号 平成 18 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 97 号 平成 18 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 98 号 平成 18 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 99 号 平成 18 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 100 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 101 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 102 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 103 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 104 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 日程第 16 議案第 105 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 106 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 107 号 平成 18 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 108 号 平成 18 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 109 号 平成 18 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 110 号 平成 18 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 22 議案第 111 号 平成 18 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 112 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 113 号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 25 議案第 114 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 26 議案第 115 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第 27 議案第 116 号 町道路線の認定について（末吉末長線）
- 日程第 28 議案第 117 号 町有財産の売払いについて
- 日程第 29 議案第 118 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 30 議案第 119 号 平成 19 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 議案第 120 号 平成 19 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 32 議案第 121 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 33 議案第 122 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 34 議案第 123 号 平成 19 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 35 議案第 124 号 平成 19 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 36 議案第 125 号 平成 19 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 37 議案第 126 号 平成 19 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 38 議案第 127 号 平成 19 年度大山町情報通信事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 39 議案第 128 号 平成 19 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 40 総務常任委員会の調査報告について
- 日程第 41 教育民生常任委員会の調査報告について
- 日程第 42 経済建設常任委員会の調査報告について

出席議員 (20 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	15 番 二 宮 淳 一
16 番 椎 木 学	17 番 野 口 俊 明
18 番 沢 田 正 己	19 番 荒 松 廣 志
20 番 西 山 富三郎	21 番 鹿 島 功

欠席議員 (1 名)

14 番 岡 田 聰 (午後 1 時 30 分から出席)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記…………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之	副町長…………… 田 中 祥 二
教育長 …………… 山 田 晋	代表監査委員 …… 椎 木 喜久男
大山支所長 …… 河 崎 博 光	中山支所長 …… 福 田 勝 清
総務課長 …… 田 中 豊	企画情報課長 …… 小 谷 正 寿
住民生活課長 …… 後 藤 透	税務課長 …… 野 間 一 成
地域整備課長 …… 押 村 彰 文	農林水産課長 …… 池 本 義 親
水道課長 …… 小 西 正 記	福祉保健課長 …… 戸 野 隆 弘

人権推進課長	……近藤 照 秋	教育次長	……狩野 実
社会教育課長	……麴谷 昭 久	幼児教育課長	……高木 佐奈江
観光商工課長	……福留 弘 明	大山振興課長	……斉藤 淳
診療所事務局長	……中田 豊 三	農業委員会事務局長	……高見 晴 美

午前10時00分 開会

開会開議宣告

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。本日より9月定例議会を開催いたします。ただいまの出席議員数は20人です。定足数に達しておりますので、平成19年第8回大山町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をおこないます。本定例会の署名議員は、会議規則第118条の規定によって、18番 沢田正己君、19番 荒松廣志君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。お諮りします、本定例会の会期は、本日から9月25日までの14日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月25日までの14日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査の結果報告がありました。検査資料は事務局にありますので、閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、6月定例会において可決された意見書は、6月22日に関係方面へ提出いた

しました。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から政務報告並びに報告第6号 長期継続契約締結の報告についてまで、報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口隆之君） それでは平成19年度9月定例議会におけます政務の報告を申し上げたいと思います。

6月定例議会以降におきます各種事務事業の取組み状況についてその主なものをご報告いたします。

まず総務課関係であります。参議院議員通常選挙について、さる7月29日参議院議員通常選挙が執行されました。遺漏なく投票事務及び開票事務が進み、予定していた午前0時半過ぎまでに開票事務を無事終了いたしております。投票状況を申し上げますと、当日有権者数1万5,992人、投票者数は選挙区選挙で1万1,545人、うち有効投票数1万1,213票、無効投票数332票で、投票率72.19%、比例代表選挙では、投票者数1万1,537人、うち有効投票1万959票、無効投票数578票、投票率72.14%でありました。

次に、9月1日付けで人事異動を行なっております。職員の産前産後休暇・育児休暇などにより、各職場の業務量及び職員配置の状況を勘案し、9月1日付けで9人の職員の人事異動の発令を行いました。

次に局地豪雨被害についてであります。さる9月4日午後6時過ぎからの局地的な豪雨により、大山町塩津では3時間で80ミリを超える雨量を記録、9月10日時点で確認された中山地区内で発生をした被害の状況は次のとおりであります。家屋の被害が床下浸水17世帯45人、そのうち自主避難として1世帯4人が避難をしておられます。道路の通行止めが県道赤崎大山線羽田井地内で、また町道退休寺樋谷線で樋谷地内が道路通行止めとなっております。が、既に復旧をいたしております。次に停電が460世帯ございました。1時間程度で全て復旧いたしております。土砂の崩壊が5箇所、農業被害が農地・農業用施設や農道被災箇所が70箇所、農作物の被害といたしましては、ブロッコリーが32.7トンの減収、ネギが8.4トンの減収、水稻が倒伏が20ヘクタールであります。被災された皆さんには、心からお見舞いを申し上げます。

次に鳥取県との意見交換会の開催についてであります。9月6日、平井知事、青木企画部長をはじめ16人の県関係者をお招きをし、県との意見交換会を開催しました。テーマは、大山恵みの里づくり計画の実現について、地域医療・福祉について、子育て支援について、山陰道の建設に伴う試掘調査のあり方についてであります。

特に、大山恵みの里づくり計画の実現について本町の基本的な考え方・方向性、また具体的な目標を説明し、平井知事をはじめとする県幹部の理解を求めたところであり、今後の支援に大いに期待をいたしているところでもあります。

次に、企画情報課関係であります。まず、情報通信基盤整備事業について、繰越して事業を行っておりました大山町情報通信基盤整備事業建設工事は、7月31日に完成いたしました。大山町3チャンネルをはじめ、多チャンネル放送、高速インターネットができるようになりました。この9月定例会は大山町3チャンネルで生中継をしておりますし、今後、定例議会はすべて生中継に加えて録画放送もする予定であります。

8月1日から動画映像の配信を開始し、担当課は番組制作に追われる毎日ですが、番組制作に関わるボランティアスタッフを募集しましたところ、2名の応募があり研修を終えて実際に取材や編集作業をしていただいております。ボランティアスタッフは、引き続き募集を続け、体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

光ファイバーネットワーク施設の管理運営につきましては、9名の委員さんによる「大山町光ファイバーネットワーク施設管理委員会」通称「Dネット管理委員会」を組織し管理運営に当たっております。この9名の委員さんは、農林水産業・観光商工業・学校教育・医療福祉などに関わる組織から推薦をいただいた方々で任期は3年です。8月16日に第1回目の会合を開き顔合わせを行いました。今後自主放送番組の内容や施設管理についてのご意見を伺いながら、Dネットの運用を行ってまいりたいと思います。

次に路線バス・巡回バスの見直しについてであります。6月25日に、私や町営バス運行受託事業者の代表さらに交通関係事業者の代表、バス利用者又は住民・中国運輸局鳥取運輸支局長又はその指名する者、社団法人鳥取県バス協会、バス事業者労働組合その他交通会議が必要と認める者で構成いたしております大山町地域公共交通会議を開催し、町営名和地区巡回バスの運行経路の変更と利用者の少ない時間帯の便数の削減についてと、大山地区内の路線バス路線の変更について協議、承認いただきました。

内容は、広報大山9月号でお知らせいたしておりますが、大山地区の路線バスについて、10月1日から米子駅から大山町間の広域路線であります大山寺線、香取線、佐摩線は、すべて町内のみを運行する町内完結路線へと変更いたします。JRとの乗り継ぎを便利にし、新たな経路を加えることで、利用実態に即した形態に移行するものであります。多くの皆さんに利用していただけるように、これからも改善を図っていきたいと考えておるところであります。

次に、だいせんファンクラブ交流会についてであります。ふるさとの情報を発信

し、大山町のPRやイメージアップを図りながら、会員相互の交流と情報提供の場として、今年で第2回目となる「だいせんファンクラブ」交流会を9月8日土曜日、午後5時から大阪市で開きました。交流会には、関西在住の会員35人と来賓3人、町議会議員から3人、私と副町長をはじめ職員など22人が参加。総勢63人が集まり、ふるさとの話や近況を交換しながら、和やかに時を過ごしました。参加者からは、交流会の継続開催を望む声が多くありましたが、現在もまだ、大山地区出身者の会員がありませんので、新会員の勧誘に力を注いでいきたいと考えておるところでございます。議員の皆さんも、お知り合いの方がありましたら、ぜひ紹介していただきますようお願いをいたしておきます。

次に、人権推進課関係であります。まず人権・同和教育推進者養成講座の開催についてであります。企業・団体等における人権・同和問題学習活動のためのリーダーを養成し、活動の活性化を図ることを目的として、企業等を対象として2回、PTA等を対象として2回、計4回を7月・8月に開催いたしました。受講者数は64人で、「参加型学習」を通して熱心に受講していただきました。講座を終了された皆様には、この講座を契機として職場や組織での活躍を期待するものであります。

次に、みんなの人権セミナーの開催についてであります。同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民及び町内事業所勤務者等を対象に開催をいたしております。本日までに、全日程7回の内、3回が終了をし、参加者数は延べ144人となっております。

次に、福祉保健課関係であります。健康教室の開催について、本年度第1回の健康教室を、7月27日に中高ふれあい文化センターで開催いたしました。「心地よい眠りのために」と題し、以前に大山地区でおこなわれた「睡眠調査」の分析も交え、代々木睡眠クリニックの井上雄一院長と、鳥大脳神経内科の野村哲志医師からそれぞれ講演していただきました。当日は37人の住民が参加され、2つの講演を熱心に聞かれました。なお、今年度の健康教室は、講義と実技を交え、適切な生活習慣や運動習慣、食習慣などを身につけていただけるような内容を中心とし、3月までに8回の開催を予定しております。

次に、農林水産課関係であります。松くい虫防除事業について、松くい虫特別防除事業は松林424ヘクタールを対象に、1回目を6月5日、6日、7日、2回目を6月19日、20日に実施をし、地上作業を945万円で鳥取県森林組合連合会が、空中散布作業を589万8,900円で中日本航空株式会社が請負、実施いたしました。

次に、水産振興についてであります。御来屋漁港整備工事測量地質調査業務委託

を638万4,000円でダイニチ技研株式会社が、御来屋漁港整備工事設計業務委託を1,606万5,000円で株式会社センク21鳥取事務所が請負施工中であります。

次に、災害復旧事業についてであります。平成18年7月発生 of 豪雨災害にかかる、農地農業用施設災害復旧事業について、繰越工事2件が完了し、農地農業用施設災害復旧事業が完了いたしました。

次に、地域整備課関係であります。

山陰道「名和・淀江道路」のうち、大山インターチェンジから淀江インターチェンジまでの間、約3.1kmが9月29日午後3時に開通することとなりました。同時に、大山インターチェンジのアクセス道路となります県道大山口停車場線の国信地内・国道9号から大山支所前までの間、約1.8kmが開通することとなります。

開通に先立ち山陰道と県道の開通式を合同で行う計画といたしております。開通式では、10月11日から14日にかけて開催されます「和牛博覧会 in とっとり」のピーアールと成功を願い、道路の開通式としては全国でも珍しい和牛3代、母牛、娘牛、孫牛、これを先頭にしてパレードを行う計画といたしております。

また、開通を前にした地域イベントとして、開通一週間前の9月22日には、国土交通省主催、大山町が共催でウォーキング&クイズラリーも開催されます。ぜひ、ご参加を頂きたいと思っております。

次に、道路改良、町営住宅事業についてであります。町道種原大野線改良工事を955万5,000円で有限会社原田建設が、御来屋漁港団地内倒窓修繕工事を299万2,500円で、有限会社八晃建設が請負、施工中であります。

次に、水道課関係であります。下水道関係について、御来屋地区30工区管路新設工事を283万5,000円で株式会社所子建設が、光徳地区9工区管路新設工事を1,233万7,500円で有限会社小倉興産が、町道改良工事に伴う中継ポンプ引込柱移設工事を38万2,200円で鳥取電業株式会社米子支店が、山陰線御来屋駅構内304k763m付近下水道管理設工事委託を4,148万7,000円で西日本旅客鉄道株式会社が、大山町汚水処理施設整備計画策定委託業務を257万2,500円で鳥取県土地改良事業団体連合会が請負施工中であります。

次に、観光商工課関係であります。イベント等の実施についてご報告申し上げます。まず第2回大山高原クロスカントリー大会について、2回目の取り組みとなりましたクロスカントリー大会を、コースを500m延長した豪円山スキー場内特設コースを会場に開催いたしました。今回は、県内外から600名を超える参加申込みをいただき、「大山の恵みからす天狗市」の臨時開催などと併せ、大変盛会のうちに終えることができました。宿泊者も約200名と、整備がなりました全天候型トラックと併せて、大山への陸上合宿誘致に大きな足がかりとなったものと考えてお

ります。

次に、大山夏まつりであります。大山参道振興会では、大山寺の参道を会場に、お盆の期間には竹で灯籠をつくり廃油ローソクによる献灯を行い、8月26日には大山からす天狗まつりを開催をされました。青竹を継いだ長いそば流しがメインの催しであります。これに併せて「大山の恵みからす天狗市」も出店をいたしました。天候にも恵まれ、大変多くのお客様におこしいただくことができ、大山のにぎわいを取り戻そうという取り組みが進んできておるところであります。

ほかにも各種イベントへの協力、旅行事業者への働きかけ、県内外でのPRなど積極的に大山町の売り込みを行っているところでもあります。

次に、大山町観光協会の設立についてであります。6月17日に懸案でありました、観光協会の統合がなりました。新しい観光協会は、従来の3町観光協会を中山支部、名和支部、大山観光局の2支部1局体制とし、年度内に新たに大山支部を設立するといった形態となっております。大山恵みの里づくり計画実践の柱として、今後の活動に期待するものであります。

次に、大山振興課関係であります。財団法人大山恵みの里公社の設立についてあります。「大山恵みの里づくり計画」を実現するための喫緊の課題でありました「財団法人大山恵みの里公社」を8月1日に設立いたしました。夕陽の丘神田山香荘や名和スポーツランドを管理していた財団法人大山町地域振興会が、指定管理制度の導入により運營業務がなくなったことを機に、法人名称の変更や事業内容の見直しを主とする寄付行為の変更手続きを行い、財団法人大山恵みの里公社として業務開始することにいたしました。新しい公社の役員体制であります。理事長には私が就任することになりました。その他の役員は別途配布した名簿のとおりで、任期は2年間です。事務局長には、この5月から地域プロデューサーとして大山振興課に配属しておりました下岡真氏を任命いたしました。今後は、本町における大山ブランド育成の中核的組織として、大山振興課と連携をとりながら各種事業を展開してまいります。

次に、大山フェアの開催についてであります。9月9日日曜日大阪府豊中市千里中央で大山町フェアを開催しました。以前は県主催で物産・観光宣伝を行ってまいりましたが、今年度は県事業の見直しにより単独で大山町開催となりました。

旬の二十世紀梨をはじめとした大山町の農水産物加工品等の販売や観光宣伝を行ってきました。大山町と名峰大山を多くの人に知っていただくとともに、是非来ていただくようPRをしてまいりましたので報告をいたします。

なお、前日の大山ファンクラブ交流会にご出席いただきました議員さんにも物産販売にご協力いただきましたのでこの場で御礼を申し上げます。ありがとうございました。

次に、中山支所まちづくり推進課関係であります。

2007甲川溪流まつりの開催についてであります。第5回目となりますこの溪流まつり、8月5日、日曜日に、中山まちづくり実行委員会主催で、町内外から184人の参加を得て開催をし、天候に恵まれ、魚のつかみ取り・バーベキュー・流しソーメン・竹細工作りと、日本百名谷のひとつで、自然豊かな「甲川溪谷」の探検を、多くの子供たちに堪能してもらった一日となりました。

次に、工事関係であります。中山農村環境改善センター冷暖房機械取替工事を66万8,000円で足立水道設備が請負完了いたしました。退休寺集会所新築工事実施設計業務を102万9,000円で株式会社桑本総合設計が請負、業務を実施中であります。中山第1、第3分団消防車庫改築工事を1,071万円で株式会社平井組が請負、完了いたしました。旧中山中学校跡地整備工事を941万8,500円で有限会社ミヤサトが請負、施工中であります。

次、中山支所ふるさと振興課関係であります。水産振興について、御崎漁港防波堤整備工事のブロック製作を638万2,950円で有限会社ナカヤマが、御崎漁港防波堤整備工事のケーソン据付を5,061万円で株式会社平井組が請負施工中であります。

次に、大山支所まちづくり推進課関係でございます。国際交流事業について、8月5日から8月7日までの3日間、大山中学校と友好関係にある襄陽中学校の男子生徒5名、襄陽女子中学校の生徒5名、それに引率の先生等計13名がホームステイ交流事業で来町されました。この度は、大山での散策や鳥取砂丘での海水浴など雄大な自然を満喫いたしました。また、大山中学校の技術室や給食施設等、卒業文集にも大変興味を示していただきました。平成14年度より始まったこの事業は今年で6回目となりましたが、今後とも大山町と襄陽郡の生徒達の友情の輪がますます広がり、お互いの教育の振興につながることを期待するものであります。

次に、大山支所ふるさと振興課関係であります。災害復旧工事について、平成18年に発生をいたしました平田漁港災害復旧事業について繰越工事が完了しました。

次に、学校教育課関係であります。

まず、教育審議会学校教育部会の中間報告について、中学校生徒数の減少により「これからの中学校のあり方」についての諮問を受け5回の審議を行ってきました。特に中学生の時期は、学校生活のさまざまな場面で、他者との多様な関わりを通して、自己を磨き、社会人としての基礎を築く時期であり、学習、学校行事、部活動などの充実のために適正規模の中学校を維持する必要があることが確認されました。そのため、生徒数の減少が著しい中山中学校と名和中学校を統合し2中学校とする場合、二つ目、3中学校を統合し1中学校とする場合、三つ目、3中学校を維持しながら特色のある取組を進める場合、こういったことを想定をしながら、それぞれ

の場合にどのような課題が生じ、どう解決していくのか検討を進めてもらっています。

今後も審議を重ね、12月には答申としてまとめられる予定であります。

次に大山小学校香取分校の閉校についてであります。大山小学校香取分校は、対象児童3名が本年4月よりスクールバスを利用し本校へ通学するようになったことに伴い「休校」といたしておりましたが、9月7日に開催した第9回教育委員会におきまして、平成20年3月末をもって「閉校」にすることになりました。今後は、保護者や地域の方々の思いを大切に受けとめながら、閉校に伴う諸作業を進めていく所存であります。

次に工事関係であります。中山小学校校舎耐震・大規模改修工事を、2億5,147万5,000円で株式会社井木組が請負施工中であります。夏休み中に工事の大部分を完了させ、8月27日より通常通り使用いたしております。

大山中学校技術棟改築工事を、1億3,944万円で株式会社金田工務店が請負施工中であります。

次に読む・調べる習慣の確立に向けた実践研究事業についてであります。暮らしの中に本のあるまちづくりを進めるため読書環境の整備を行っているところでありますが、今回文部科学省より2年間の実践研究の委嘱を受け、幼児期から義務教育終了までの子どもたちの読書活動の一層の推進を図ることとなりました。

次に、社会教育課関係についてであります。大山町・嘉手納町人材育成交流事業について、『大山町・沖縄県嘉手納町人材育成交流事業』に、7月31日から8月3日までの日程で行い町内の全小学校から16人が参加をしました。交流が始まって今年で20年となることから、両町の町長・教育長が会談をし、今後の交流のあり方について協議したところであります。

参加した児童は沖縄の歴史や文化、民泊家庭、児童との交流を通じて郷土や友情の大切さについて学び、多くの成果をあげることができました。来年1月中には嘉手納町からの訪問を迎えて、スキー交流、中山小学校を訪問しての交流を深め、両町のさらなる発展に寄与したいと考えておるところであります。

次に、教育審議会社会教育部会の中間報告についてであります。諮問の地域社会を基盤にした社会教育の振興策、これからの公民館活動のあり方について、南部町の視察を含めて4回の部会を開催をし、公民館の事業内容、運営の現状から問題点、課題をあげ8月28日の全体会でこれまでの審議の中間報告がありました。

課題として、町内の地域における活動の差、公民館施設の老朽化、多様化する公民館の役割と運営のあり方、ボランティアの活用のあり方についてであります。また、その対策として、やる気のある公民館スタッフを公募する。公民館事業の再構築を図る。今後、2回の部会で審議をし、まとめを行っていただく予定であります。

次に大山学講座についてであります。中山、名和、大山公民館が連携し郷土学習として大山を学び、人材を育む場として中山、名和、大山公民館が連携し、自分の住む地域の歴史や文化、産業、自然を見つめ直して地域の魅力や可能性を発掘する講座として7月から2月まで9回シリーズで大山学講座がスタートいたしました。

次に、幼児教育課関係であります。教育審議会の幼児教育部会の中間報告についてであります。幼児教育部会は諮問されたこれからの保育所のあり方について、5回の部会を開き、現在10園ある保育所の現状を踏まえ、問題点、課題を洗い出し、8月28日の全体会でこれまでの審議の中間報告がありました。

課題として、少子化による園児数の減少、二つ目、保育所の老朽化、三つ目、園児数が定員オーバーする保育所と定員の半分以下の保育所とのアンバランス、四つ目、正職員の割合と責任体制。次、対策として一つ目、保育所統合を検討する。二つ目として保育内容の充実を図る、以上が報告されたところであります。なお、あと3回予定している部会で引き続き審議していただくこととしているところであります。

次に、徴収金の関係であります。未収金の縮減に向けて、副町長をトップとする未収金対策会議において本庁・支所各課が一丸となり、連携を深めながら、19年度は特に各課の未収金対策マニュアルに沿って、電話の催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでおります。今年度これまで実施をいたしました法的処分の主なものは、税金の差押え31件、水道の給水停止6件、給水停止予告5件等であります。なお、各課の徴収実績は、別添の一覧表のとおりであり、各課の取り組みについては以下のとおりであります。

まず税務課、滞納対策室、支所住民課であります。各税の現年度分徴収については、督促状の送付後、納付がない場合に催告書を送付し、なお納付がない場合には、本庁支所とも2人1組の班を編成し電話の催告、臨戸徴収に取り組んでいます。

滞繰分につきましては、滞納対策室が中心となり、法的処分を含め徴収に当っており、短期保険証の交付、12件の債権等の差押を実施しております。また高額滞納者については、各支所住民課及び料金関係課と連携し8月から翌年1月にかけて高額滞納者面談事業を実施しています。8月には早速18件を対象にして面談を開始し、9件の分納計画を作成し、19件の差押を実施いたしましたところであります。

次に、福祉保健課・支所福祉課の関係であります。介護保険料の現年分については、「介護保険料現年度未収金解消活動実施要綱」にもとづき、8月上旬に、本庁・支所で状況及び計画について情報交換を行いました。それをふまえ、8月上旬から中旬にかけ、それぞれ未納者に対し、電話催告、臨戸訪問による徴収活動をおこない、新規の未納者が増えないように努めました。

また、過年度分についても上記の活動にあわせ、また8月15日が年金支給日で

あることから、一部は下旬にかけて徴収活動を行なったところでもあります。

次に地域整備課・ふるさと振興課であります。町営住宅家賃の徴収については、電話での督促、臨戸訪問し面談を繰り返しながら取り組みました。また長期滞納者については、保証人へ納付指導、本人へ催告書の送付をすることにより、分納確約書を提出いただき、現在入金もしていただいております。

次に、幼児教育課であります。保育料の徴収については、徴収マニュアルを作成し、それに沿って行っています。督促状の送付、電話催告、臨戸訪問等、保育所とも連携を取りながら行っています。

次、水道課・支所ふるさと振興課であります。水道課は、水道料金等の徴収については、電話での督促、臨戸訪問をし面談を繰り返しながら徴収に取り組みました。また、長期滞納者については、滞納対策室及び各支所ふるさと振興課と連携を取り誓約書を提出させ、今後の収支計画を立てて滞納を減らす取り組みを実施しました。特に水道料金を3ヶ月以上滞納している世帯、名和地区4世帯について給水停止を実施したところでもあります。今後、下水道使用料及び分担金についても法的措置実施に向けて取り組んで参ります。

大山支所ふるさと振興課であります。滞納者に対して担当者による随時の徴収を実施し、特に長期滞納者及び高額滞納者に対しては課員全員で訪問徴収を7月に実施しました。また、給水停止条項に該当する5件について、給水停止予告通知を発送し納入を促しております。

中山支所ふるさと振興課であります。毎月の納期限経過後に未納者に再納入通知書で納入を促し、それでも納入のない者には督促状を発行しております。また、督促状と併せて訪問を行い面談による滞納の解消を積極的に行っております。平成19年度分を中心に滞納整理を行っているところではありますが、過年度分の滞納がある者については、分納などの処置を講じて納入意識を高めております。また、町外の滞納者にも文書、電話による督促のほか訪問を行い滞納料金が放置されないよう取り組んでおります。本年度、水道料金の滞納者で督促に応じない者2件を給水停止をいたしております。

次に、人権推進課、支所住民課関係であります。人権推進課であります。

納付書により納付される方には、毎月、約束の日に納付書を配布する際になるべく面会をして内容確認の上、納付を促しております。なお、口座振替で支払う人で残高不足のため振り替えができない2人に対して、面会の上、期限を区切って納付を督促いたしております。

また、4月から毎月定額を納付されている滞納者に対しては、収入状況に応じて増額返済を依頼するなど滞納対策の取り組みを強化してまいりました。その結果、4月以降に増額に応じた方は10人、連帯保証人で債務を引き受け支払に応じた方

は1人でありました。全体として、過年度分については、前年同期と比較して0.44%の微増となっております。

中山支所住民課であります。毎月、定額に返済されている方に対して増額依頼を行い、1人から承諾を得て増額して返済していただいております。また、病気等で返済が困難な方については、連帯保証人に対して2件分、納付依頼をしております。なお、現在連帯保証人が返済中のものが1件となっております。

大山支所住民課であります。毎月の納付者には随時増額を依頼しています。また、中高ふれあい文化センターと協議しながら返済依頼をお願いしております。

その結果、4月以降、増額に応じた方は2人、一括返済に応じられた方は1人となっております。また、長期に渡って未納となっている悪質な事案に対しては、貸付金返還訴訟の準備をいたしておるところであります。

学校教育課関係であります。給食費の滞納分の徴収については、徴収計画を立て、月々の支払額、支払日を定めて訪問徴収を行っています。米子市、琴浦町の該当者も含め、給食センター所長、学校教育課職員が2名ずつチームを組んで取り組んでいるところでもあります。以上で政務の報告を終わります。

続きまして報告第6号 長期継続契約締結の報告についてご報告申し上げます。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、リース契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布しております長期継続契約締結報告書のとおりであります。以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第93号～日程第22 議案第111号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第93号 平成18年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、議案第111号 平成18年度大山町索道事業会計決算の認定についてまで、計19件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第93号から議案第111号まで、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第93号 平成18年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成18年度大山町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第23条第3項の規定により監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしくお願いいたします。

決算の概要につきましては、決算書164ページの「実質収支に関する調書」に記載をいたしておりますが、歳入総額128億8,021万8,813円に対して、歳出総額125億6,043万9,591円で、歳入歳出差引額3億1,977万9,222円となっております。このうち、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額であります。これが4,976万5,000円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、2億7,001万4,222円であります。

それでは、決算の概要について、歳入から説明を申し上げます。

平成18年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額134億1,966万9,000円に対し、調定額130億1,817万1,214円、収入済額128億8,021万8,813円で、町税313万2,497円を不納欠損いたしておりますので、収入未済額は、1億3,481万9,904円となり、予算額に対して96.0%、調定額に対して98.9%の収入状況となっております。

収入未済額の内訳は、第5款町税で、第5項町民税2,202万3,768円、第10項固定資産税1億303万718円、第15項軽自動車税270万6,140円、第45款分担金及び負担金で、第5項分担金の農林水産業費分担金19万2,544円、第10項負担金の民生費負担金31万8,000円、これは保育料であります。

第50款使用料及び手数料では、第5項使用料の衛生費使用料5万円、土木費使用料493万62円、これは住宅使用料であります。第10項手数料では督促手数料25万8,160円の未収、第85款では、第25項諸収入の雑入で、旧大山地区の給食費131万512円の未収となっております。

未収金対策につきましては、副町長をトップとするプロジェクトを立ち上げ、税を中心に、これまで行っていなかった不動産や動産の差押さえや、高額滞納者を呼び出しての納税相談・分割納付計画の承諾など、強行に進めてきましたが、残念ながら税の滞納分については、収納額・収納率とも昨年を上回りましたが、現年分を含めた収納率は、昨年度の実績を上回ることができませんでした。

都会においては景気が良くなったと言われながらも、地方においては相変わらず厳しい経済情勢で、倒産する企業も後を絶たない状況であり、個人所得も低迷状態で、町民の不公平感は否めないところでありますが、議員各位のご理解をお願いする次第であります。

次に歳入の大きなウェイトを占めます第35款地方交付税であります。決算額は47億2,696万9,000円で、前年度比、額にして2億3,095万1,000円の減、率にして4.7%の減でありました。前年に比べて減となった理由としては、所得譲与税が倍増となったこと、基準財政収入額の算定根拠となる法人税収の増、地域総合整備事業債償還費の減、町村合併特別措置の漸減などが考えら

れます。

次に第55款国庫支出金であります。決算額は9億5,791万813円で、前年度比約5億4,000万円の増で、その大きな要因として小学校建設費補助金5億6,819万7,000円が上げられます。

第90款町債は、決算額33億3,450万円で、前年度比22億6,980万円の増であります。この増の大きな要因としては、情報基盤整備事業の財源としての15億7,940万円、名和小学校統合校舎建設事業の財源として9億7,330万円の借入れがあります。

情報基盤整備事業の財源としての町債は、10年償還で借入れしており、来年度以降の財政運営に大きな負担となるものと考えております。

次に、歳出の概要について、ご説明申し上げます。

平成18年度の一般会計歳出決算額は、予算現額134億1,966万9,000円に対し、支出済額125億6,043万9,591円で、予算現額に対します執行率は、93.6%であります。また、翌年度に繰り越す額5億8,726万7,000円を控除した不用額は2億7,196万2,409円であります。

歳出決算の内訳を性質別に見ますと、平成18年度決算審査資料の7ページにありますように普通建設事業費が42億8,299万9,000円で、平成17年度の3倍の決算となっております。

また、人件費は18億3,813万9,000円の決算で、合併後においては約1割ずつ減少していることがおわかりいただけるかと思えます。

普通建設事業の主なものは、情報通信基盤整備事業15億8,225万4,000円、名和小学校校舎等新築事業17億6,764万3,000円、県営畑地帯総合整備事業負担金1億2,790万9,000円、末長押平線、赤坂東線ほか道路整備臨時交付金事業1億2,095万5,000円、下田中隣保館改築事業1億19万円、大山スポーツ公園整備事業7,343万9,000円、御崎漁港整備事業4,194万5,000円などがあります。

平成18年度における大山町の財政指標を決算統計に基づき申し上げます。決算審査資料10ページに記載しておりますが、普通会計ベースで、経常収支比率89.2%、実質公債費比率16.6%、公債費比率19.9%、起債制限比率13.7%となっております。

以上、大山町一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げますが、詳細につきましては、お手元に配付の平成18年度決算審査資料をご覧くださいませすようお願いいたします。

これで、議案第93号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第94号 平成18年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて提案理由のご説明を申し上げます。本案は、平成18年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算が確定したことにともない、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を、求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入17万4,427円、歳出17万3,633円で、歳入歳出差引残額は794円であります。

歳入につきまして、ご説明をいたします。第5款財産収入の利子及び配当金17万3,633円は、土地開発基金から生じた利子であります。

第15款繰越金794円は、平成17年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

第5款諸支出金、第5項 公有財産取得費の土地取得費17万3,633円は、歳入で説明いたしました土地開発基金利子を土地開発基金に積立するため繰り出したものであります。

なお、土地開発基金の現金残高は、平成18年度末現在2億6,524万1,815円となっております。以上で、議案第94号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第95号 平成18年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

決算額は、歳入総額が5,056万9,388円で、歳出総額は、5,028万5,461円、歳入歳出差引残額28万3,927円であります。

はじめに、歳入の主なものについてご説明をいたします。

第5款県支出金566万5,000円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。

第10款繰入金598万922円は、一般会計からの繰入金であります。

第20款諸収入のうち、3,882万9,627円は、貸付金元利収入であります。

次に歳出の主なものについてご説明いたします。第5款総務費33万9,699円は、貸付償還に係る事務費であります。

第10款公債費4,994万5,762円は、元利償還金であります。

以上で議案第95号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第96号 平成18年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

歳入の決算総額2,060万5,815円に対し、歳出決算総額は1,201万5,988円で差引残額858万9,827円を平成19年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しいたしております。

歳入について説明をいたします。

第5款管理収入の収入済額の1,274万3,731円は、計量給水料収入であり

ます。

第10款使用料及び手数料と第15款寄付金の収入はありません。

第20款繰越金の648万1,150円は、前年度繰越金であります。

第25款諸収入の138万934円は、預金利子、高規格道路に伴う水道管移転補償費、開拓水道施設管理負担金が主なものであります。

次に歳出について説明をいたします。第5款総務費の1,201万5,988円は、高規格道路に伴う水道管橋梁添架工事、二本松萩原配水地異常通報装置設置工事などの維持管理に要した経費であります。

第90款予備費において支出はなく全額不用額となっております。以上で議案第96号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第97号 平成18年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年度の歳入歳出が確定したことに伴い地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定を求めるものであります。18年度の有料利用者数は10,899人で前年の11,832人に対して9%の減となりました。

歳入の使用料及び手数料2,696万円の収入済額は施設使用料です。主なものは、宿泊1,606万円、休憩9万円、仕出し571万円、くれハウス・バンガロー202万円、売店自販機外277万円、屋外施設利用31万円であります。このうち前年度に比べ増額したものは、売店の自販機外で23%の増額、これは気候の温暖化等により利用者が増加したためと思われま。また大きく減額となったものは、仕出し利用者の減少にともない仕出しが40%の減と大きく減少いたしました。

繰入金2,458万円は、一般会計繰入金で前年度に比べ額で1,284万円、率で109%の増であります。主なものは、管理者指定への移行に伴う職員の退職金等に充てたものです。

次に歳出では、総務費5,134万円の支出済額は、施設管理費であります。以上で、議案第97号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分にしたいと思います。

午前11時 休憩

----- . -----
午前11時10分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。それでは提案理由の説明を引き続きしてください。

○町長（山口隆之君） それでは、議案第98号 平成18年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理

由のご説明を申し上げます。

この会計は、高齢者や障害者の住宅を整備する資金の貸付事業の特別会計で、既に貸付事業を終了し、起債の償還も終了し、現在は貸付未収金の徴収に係る特別会計であります。

決算額は、歳入総額が3万7,479円、歳出総額が3万7,000円で歳入歳出差引479円の収支残となっております。

歳入の主なものについて、貸付金元利収入3万7,000円であり、歳出の主なものについては、一般会計繰入金3万7,000円であります。以上で議案第98号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第99号 平成18年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入の決算総額897万5,082円に対し、歳出決算総額は897万4,143円で歳入歳出差引残額の939円は、平成19年度大山町簡易水道事業特別会計に繰越をいたしております。

歳入についてご説明します。第10款使用料及び手数料収入の214万9,305円は、水道使用料であります。

第20款繰入金の539万9,434円は一般会計繰入金であります。

第25款繰越金の788円は、前年度繰越金であります。

第30款諸収入の142万5,555円は、預金利子と県道名和岸本線改良工事に伴う水道管移転補償費であります。

次に歳出についてご説明をいたします。第5款維持管理費の576万4,943円は、豊房簡易水道水源地修繕工事などの施設の維持管理に要した経費であります。

第10款事業費の147万円は、主要地方道名和岸本線改良工事に伴う水道管移転工事費であります。

第15款公債費の173万9,200円は、借入金の元利償還金であります。

第20款予備費からの支出はありません。以上で議案第99号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第100号 平成18年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

本会計におきまして、歳入総額22億8,913万8,786円、歳出総額21億3,738万4,120円となり、歳入歳出差引残額1億5,175万4,666円を翌年度に繰越すものであります。

歳入から款をおって主なものを説明いたします。第5款国民健康保険税の収入済額6億5,214万3,311円で、収納率は現年度分が93.8%、過年度分が17.1%であります。295万615円不納欠損しており、収入未済額は1億5,

036万177円であります。

第10款使用料及び手数料16万4,720円は、督促手数料であります。

第15款国庫支出金7億4,530万2,826円は、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金及び財政調整交付金であります。

第20款療養給付費等交付金3億883万3,762円は、退職被保険者の医療費に係る交付金であります。

第25款県支出金1億1,003万2,303円は、高額医療費共同事業県負担金及び財政調整交付金であります。

第30款共同事業交付金1億8,105万98円は、80万円以上の高額医療費共同事業に係る交付金と、30万円以上のレセプトに係る保険財政共同安定化事業交付金であります。

第35款財産収入23万4,989円は、積立金利子であります。

第45款繰入金2億131万3,430円は、保険税軽減分、職員給与費等繰入金、出産一時金繰入金、財政安定化支援事業繰入金であります。

第50款繰越金8,859万5,196円は、前年度の決算による繰越金であります。

第55款諸収入146万8,151円は、交通事故による第三者行為の返還金が主なものであります。

次に歳出についてご説明いたします。第5款総務費4,401万7,371円は、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、購入備品費、国保連合会負担金が主なものであります。

第10款保険給付費14億5,481万7,539円は、各種医療費及びその審査支払手数料、高額療養費、出産一時金、葬祭費に支出いたしております。保険給付費は一般で年間1人当たり22万8,000円、退職者で32万3,000円、老人で63万8,000円となっております。

第15款老人保健拠出金3億3,407万8,951円は、社会保険支払基金へ国保老人の負担金であります。

第20款介護納付金1億2,236万1,546円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。

第25款共同事業拠出金1億6,485万8,706円は、高額医療費拠出金と、保険財政共同安定化事業拠出金であります。

第30款保健事業費1,594万3,538円は、医療費通知作成委託料、人間ドック委託料、総合健康づくり事業に係る報償費、需用費、委託料が主なものであります。

第45款諸支出金107万1,480円は、保険税の還付金であります。以上で

議案第100号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第101号 平成18年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。本案は、町内の名和診療所・大山口診療所・大山口リハビリセンター・大山診療所の4診療所の施設勘定決算であります。

歳入総額5億796万5,181円、歳出総額4億3,505万9,737円で、歳入歳出差引残額7,290万5,444円となっております。

歳入から主なものを説明いたします。第5款診療収入3億7,701万8,415円は、入院・外来診療報酬収入及び一部負担金収入が主なものであります。

第10款使用料及び手数料1,762万3,316円は、文書料、健康診断料及び予防接種手数料であります。

次に歳出についてご説明をいたします。第5款総務費2億594万930円は、職員の人件費、代診医師の報償費及び医療事務委託料が主なものであります。

第10款医業費1億9,458万3,215円は、医薬品代、各種検査委託料及び医療機器の借上料であります。以上で議案第101号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第102号 平成18年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。本会計におきまして、歳入総額22億3,928万1,098円、歳出総額22億3,481万5,889円となり、歳入歳出差引残額446万5,209円を翌年度に繰り越すものであります。

歳入から款をおって主なものをご説明いたします。第5款支払基金交付金11億9,518万5,000円は、社会保険診療報酬支払基金から老人医療費に係る交付金と、審査支払手数料交付金であります。

第10款国庫支出金6億8,510万8,321円は、医療費に係る国庫負担金であります。

第15款県支出金1億8,152万1,550円は、医療費に係る県負担金であります。

第20款繰入金1億7,711万7,480円は、医療費に係る町負担分を一般会計から繰入れたものであります。

次に歳出について説明いたします。第5款医療諸費22億1,811万8,615円は、医療給付費・医療支給費及び審査支払手数料であります。

第10款諸支出金1,669万7,274円は、前年度実績に伴う交付金の償還金であります。以上で議案第102号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第103号 平成18年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由の説明をいたします。

本会計におきまして、歳入総額 1 億 7 千 3 百 2 万 7 千 9 百 2 3 円、歳出総額 1 億 6 千 9 百 5 万 4 千 0 万 2 千 2 百 7 1 円で、歳入歳出差引 1 億 7 千 7 万 2 千 5 百 6 5 2 円の残額となっております。

歳入から款をおってご説明をいたします。第 5 款介護保険料の収入済額は、2 億 6 千 7 百 0 9 万 7 千 4 百 7 8 円、収入未済額は 5 億 8 千 4 万 4 千 1 百 5 4 円で収納率は 97.86%であります。

第 10 款使用料及び手数料 3 万 6 千 4 百 0 0 円は督促手数料であります。

第 15 款国庫支出金 4 億 2 千 0 百 0 3 万 7 千 0 2 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金が主なものであります。

第 20 款支払基金交付金 4 億 9 千 4 百 7 万 2 千 8 百 4 2 円は、第 2 号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。

第 25 款県支出金 2 億 4 千 7 百 5 万 0 千 2 百 8 百 5 1 円は、介護給付費及び地域支援事業費の県負担金として交付されたものであります。

第 30 款繰入金 2 億 7 千 0 百 6 万 3 千 9 百 8 6 8 円は介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分及び職員給与費等を一般会計から繰入したものであります。

第 35 款繰越金 1 億 1 千 6 百 7 万 5 千 3 百 9 3 円は前年度決算によるものであります。

第 40 款諸収入 1 億 4 千 2 万 4 千 3 百 8 9 円は、介護予防事業の利用者負担金が主なものであります。

次に歳出についてご説明いたします。第 5 款総務費 3 億 2 千 6 百 0 万 6 千 0 百 5 6 円は、職員の人件費、電算処理業務委託、介護認定時の主治医意見書作成委託料が主なものであります。

第 10 款保険給付費 1 億 5 千 7 百 8 万 2 千 8 百 5 千 1 百 0 5 円は、介護サービス等諸費、低所得者の方を対象とした特定入所者介護サービス費、高額介護サービス等費、介護予防サービス等諸費に支出しております。

第 15 款地域支援事業費 6 億 7 千 2 万 4 千 1 百 9 千 4 7 円は、介護予防事業費及び包括支援事業・任意事業費として支出いたしております。

第 20 款財政安定化基金拠出金 1 億 5 千 2 万 7 千 5 百 9 8 円は、鳥取県介護保険財政安定化基金に拠出したものであります。

第 25 款公債費 1 億 1 千 3 万 2 千 9 百 0 0 0 円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金の償還金であります。

第 30 款諸支出金 4 億 4 千 1 万 2 千 5 百 6 5 円は、第 1 号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金、及び前年度実績による国・県負担金返還金であります。以上で議案第 103 号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第 104 号 平成 18 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の

認定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、大山診療所の介護保険サービス事業施設勘定決算であります。歳入総額 2,894万8,840円、歳出総額 2,848万3,712円で、歳入歳出差引残額 46万5,128円となっております。

歳入から主なものを説明いたします。第5款サービス収入 2,804万7,297円は、介護給付費収入及び一部負担金収入が主なものであります。

次に歳出についてご説明をいたします。第10款サービス事業費 2,848万3,712円は、医師及び看護師等嘱託職員の人件費と光熱水費などであります。

以上で議案第104号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第105号 平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

歳入の決算総額 10億7,854万4,754円に対し、歳出決算総額は 10億7,757万1,280円で歳入歳出差引残額 97万3,474円は平成19年度大山町農業集落排水事業特別会計に繰越いたしております。

歳入について説明します。第5款分担金及び負担金の 6,481万2,500円は、加入分担金であります。

第10款使用料及び手数料の 9,545万8,696円は、下水道使用料であります。

第15款県支出金の 2億7,270万円は、光徳地区農業集落排水事業に対する補助金であります。

第25款繰入金の 3億5,321万8,000円は、一般会計からの繰入金であります。

第30款繰越金の 14万9,087円は、前年度繰越金であります。

第35款諸収入の 370万6,471円は、消費税還付金と県道改修に伴う下水管移転補償費が主なものであります。

第40款起債の 2億8,850万円は、光徳地区農業集落排水事業に充当しております。

次に歳出について説明します。

第5款事業費の 7億2,306万2,751円は、処理場等の施設管理と光徳地区農業集落排水施設建設に要した経費であります。

第10款公債費の 3億5,449万8,529円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金の 1万円は、下水道加入分担金の過誤徴収の還付を行なったものであります。

第90款予備費での支出はなく全額不用額としております。以上で議案第105号の提案の説明を終わります。

次に、議案第106号 平成18年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。歳入の決算総額7億3,465万4,898円に対し、歳出決算総額は7億3,461万5,396円で歳入歳出差引残額3万9,502円は平成19年度大山町公共下水道事業特別会計へ繰越いたしております。

歳入についてご説明します。第5款分担金及び負担金の3,666万円は、加入分担金であります。

第10款使用料及び手数料の9,181万835円は、下水道使用料であります。

第15款国庫支出金の1億2,800万円は、公共下水道事業に対する補助金であります。

第20款繰入金の3億786万5,000円は、一般会計からの繰入金であります。

第25款繰越金の19万7,801円は、前年度からの繰越金であります。

第30款諸収入の1,132万1,262円は、預金利子、消費税還付金、宮川改修に伴う下水管移転補償費が主なものであります。

第35款町債の1億5,880万円は、当会計事業費に充当いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。第5款総務費の4億2,103万2,423円は、処理場等の施設管理と名和地区の公共下水道工事、移動脱水車購入負担等に要した経費であります。

第10款公債費の3億1,358万2,973円は、起債の元利償還金であります。

第15款諸支出金、第90款予備費は支出がなく全額不用額といたしております。以上で議案第106号の提案理由の説明を終わります。

続いて議案第107号 平成18年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明をいたします。

歳入の決算総額4,853万3,773円に対し、歳出決算総額は、3,336万8,352円で、歳入歳出差引残額は、1,516万5,421円であります。

歳入についてご説明いたします。第5款県支出金165万1,500円は、事業に着手しました平成15年度、平成16年度に借入れした起債償還利息330万3,000円の利子補給補助金であります。

第10款繰越金2,374万5,523円は、前年度繰越金であります。

第15款諸収入2,313万6,750円は、本会計の預金利息2万5,069円、売電収入2,311万1,681円であります。

次に歳出についてご説明いたします。第5款総務費3,006万5,352円は、電気主任技術者賃金等102万円、維持管理に係る電気料金や通信経費等が128万5,685円、保守点検業務委託料357万756円、風力発電基金積立金2,386万1,000円が主なものであります。

第10款公債費330万3,000円は起債償還金利子であります。以上で、議案第107号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第108号 平成18年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成18年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。なかやま温泉「ゆーゆー倶楽部ナスパル」は良好な泉質と手頃な入浴料金が好評で、多くの入湯客にお越しをいただいておりますが、残念ながら客数が減少しているのが現状であります。平成18年度の年間入館者数は8万9,133人で前年度の9万3,234人に対し、4.4%の減少となりました。

決算内容であります。歳入の収入済み額が3,961万859円、歳出の支出済み額が3,784万1,940円、歳入歳出差し引き176万8,919円となりました。

歳入の内訳であります。主なものは、温泉の入浴料3,136万6,740円、と物品販売等雑入の617万5,450円であります。

歳出では、温泉運営に要する職員の給料、賃金等人件費が、約2,175万円、燃料費・光熱水費が約935万円、施設の修繕費が約112万円、委託料約243万円が主なものであります。以上で議案第108号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第109号 平成18年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」「御来屋団地」「東岡山団地」の維持管理、販売を行う会計であります。

歳入の決算総額1億4,183万7,349円に対し、歳出の決算総額6,267万5,946円で、差引残額7,916万1,403円を翌年度に繰り越すものであります。

多額の繰越の大きな要因は、「ナスパルタウン」の起債元金償還が平成16年度まで据置期間であったため発生せず、土地の売り払い収入が積み重なったことによるものであります。

歳入についてご説明申し上げます。第5款財産収入4,884万8,000円は、土地売り払い収入であり、内訳は「ナスパルタウン」8区画分であります。

第15款繰越金9,291万8,998円は前年度繰越金であります。

第20款諸収入7万351円は町の預金利息であります。

次に歳出について説明いたします。第5款宅地造成事業費150万8,496円の主なものは、紹介者への謝礼金、パンフレットの印刷代など販売促進費93万750円と維持管理委託料35万1,096円であります。

第10款公債費6,116万7,450円は、起債の元金償還金5,630万円

と償還金利子486万7,450円であります。

第20款予備費につきましては、支出いたしておりません。以上で議案第109号の提案理由の説明を終わります。

議案第110号 平成18年度大山町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、業務の状況でございますが、給水栓で5,572栓、給水人口は、1万6,328人に給水、年間配水量は、180万3,748立方メートル供給し安定した給水を行いました。

また、給水量では、153万3,166立方メートルを供給し、一戸当たりの月平均使用料は23.5立方メートルとなっております。

経理の状況につきまして、決算報告書の1ページの収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益で2億4,028万487円、支出の第1款水道事業費用では2億5,323万2,469円となっております。

次に、資本的収入及び支出の資本的収入では、企業債の借入として1,760万円、水道管の移転補償費として負担金が5,682万2,263円、企業債の元金補助として補助金が1,245万4,401円で第1款資本的収入合計が8,687万6,664円となっております。

続いて資本的支出では、下水道工事等による建設改良費が9,166万6,533円、と企業債の元金償還金が8,703万4,727円で、第1款資本的支出合計が1億7,870万1,260円となり、資本的収支の不足する額9,182万4,596円は、過年度分消費税資本的収支調整額17万7,116円と過年度分損益勘定留保資金9,164万7,480円で補てんしております。

続いて収益的収支の詳細についてでございますが、決算報告書の5ページ収益費用明細書により説明をいたします。

第1款水道事業収益の中の営業収益で主なものは、水道使用料で2億809万9,732円、その他営業収益の他会計負担金の777万1,750円は消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金等であります。

次に、営業外収益の他会計補助金788万4,991円は、水道拡張事業等の企業債の利息の補助を一般会計より受け入れたものであります。

次の特別利益138万4,950円は施設の災害による共済金を受け入れたものであります。

続いて款1水道事業費用であります。営業費用の原水及び浄水費の委託料464万5,900円は水質検査料金、動力費の465万7,702円は水源地等の電気料金であります。

次に配水及び給水費については、職員3名分の給料、手当等と委託料489万5,

760円はメーター検針の委託料、修繕費の1,655万3,705円は配水管、給水管など施設の修理代であります。

次の総係費につきましては、職員3名分の給料、手当等と減価償却費7,491万1,510円は建物、構築物の減価償却費で、資産減耗費の固定資産除却費1,330万8,811円は下水道事業、道路改良などによる配水管の除却費であります。

つづいて、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息6,252万1,341円は財務省と公営企業金融公庫への企業債の利息で、次の特別損失の災害臨時損失131万9,000円は災害による施設の修繕料で、過年度損益修正損85万8,095円は過年度の料金を欠損したものであります。

最後に、決算報告書の2ページの上の段の損益計算書で当年度の純損失を2,143万2,529円計上いたしております。

水道料金改定も視野に入れ、これからも安全な水の供給を計りたいと思っております。以上で、議案第110号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第111号 平成18年度大山町索道事業会計決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年度は、全国的な記録的暖冬となったため、12月23日のスキー場開き祭には滑走可能な雪がなく、12月30日からようやくリフト運転を始めるというスタートとなりました。その後しばらくは、なんとか積雪は持ちましたが、2月14日の強い南風でゲレンデ状況が極めて悪化し、やむなく営業の終了を決断いたしました。この結果、営業日数は前年度の二分の一である50日という、中の原スキー場50年の歴史で最悪の結果となりました。

大山スキー場全体の入り込み客数は、13万2,139人对前年度比60%、本町索道事業の売り上げは対前年度比59.58%となりました。今シーズンは、平日駐車料金キャッシュバック、半日券の大幅値下げ、2日券の新設等、多くのサービス向上策を打ち出し、雪のあった1月の平日売上は前年を大きく上回るなど確かな手応えを感じていましたが、営業日数の大幅減についてはいかんともしがたく、結果として5年ぶりの赤字決算となったところであります。

決算の内容は、索道事業収入が9,568万9,669円、食堂部門であります附帯事業収入が2,303万5,161円で、対前年度比8,052万8,054円の減収となりました。一方支出は、諸経費の節減に努め、索道事業費用が1億2,171万9,426円、附帯事業費用が3,427万4,309円で、合計3,938万9,769円の減となりました。この結果、減価償却前は約389万円の黒字ではありましたが、償却後は3,726万8,905円の純損失を計上することとなりました。

以上により、翌年度繰り越し欠損金は6億2,280万9,099円、長短期の借入金は無しとなっております。この財源は、過年度損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上、平成18年度決算について、その概要を申し上げましたが、詳細は決算書のとおりであります。全国的にスキー場経営は大変厳しい状況が続いておりますが、イベント・広告宣伝の充実、更なる経営合理化策の実践等により19年度黒字復帰を目指す考えですので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上で議案第111号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） 決算に関する議案について提案理由の説明が終わりましたので、監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 椎木喜久男君。

○代表監査委員（椎木喜久男君） 皆さんのお手元にですね、平成18年度の大山町歳入歳出決算審査意見書を配布しておると思いますので、それと特別会計の水道事業、索道事業も付けておりますので、ごらんいただきながらお聞き願いたいと思います。特に先ほど来ですね、町長さんから内容についてはこと細かく説明されておりますので、細かいことは、数字についてはですね、省きたいと思いますが、特に重要と思われるところについて私の意見を述べたいというふうに思います。

一般会計1件と16件の特別会計の審査をしたわけでございます。平成18年度大山町歳入歳出決算審査意見書、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成18年度大山町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された基金の運用状況について審査したので、下記のとおり意見を付します。

第1、審査の概要でございますが、審査の対象は一般会計1件、その他特別会計の平成18年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算から平成18年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出の16件を審査しました。

歳入歳出決算の総額でございますが、一般会計と特別会計を合わせますと、歳入が218億3,376万4,712円となります。歳出が211万6,048万7,106円となっております。差引残でございますが、6億7,327万7,606円となっており、その内訳は第1表のとおりでございます。下の方に表を載せておりますので見てください。

審査の期間ですが、平成19年7月26日から8月23日までのうち9日間行いました。審査の場所でございますが、大山町役場の議会図書室、審査の出席者並びに説明者は、会計課長並びに総務課長そのほか各課長並びに職員の方々の出席を求めまして私と尾古監査とで行いました。

監査の方法ですが、この決算審査においては、町長から提出された歳入歳出決算書並びに事項別の明細書・実質収支に関する調書及び財産に関する調書について行

いました。(1) としまして、決算計数は、正確で誤りはないか。(2) で予算執行は、関係法令等に基づき効果的かつ的確にされているか。(3) 収入支出事務は、関係法令等に基づき適正かつ計画的、効率的に処理されているか。(4) 財産管理及び主要事業の各状況について、それぞれの関係諸帳簿及び証憑書類との照合その他必要と認める関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて別途実施した例月出納検査をも勘案しながら慎重に審査を行ないました。

第2の審査の結果でございますが、1. 決算計数についてであります。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書、その他の書類は、関係法令に準拠して調整されており、計数も誤りは認められず決算は適正に表示されているものと認めました。

なお、財産に関する調書の計数についても誤りは認められず、適正に管理運営されているものと認めました。

2番の執行状況についてです。平成18年度は、情報通信基盤整備事業、名和小学校校舎建設事業など、大型の投資的事業を実施されたが、国庫補助金、合併特例債など、有利な財政支援制度の活用により財政運営に大きな支障を生ずることもなく、また、交付税制度の見直しによる影響も最小限に抑制されている。その他の福祉・教育施策や公共下水道事業、農業集落排水事業などにおいても、施政方針に従って執行されており、町勢進展のための努力が成されていることを見受けられました。

会計別の執行状況でございますが、まず一つとして一般会計ですが、平成18年度一般会計歳入総額は128億8,021万8,813円、歳出総額は125億6,043万9,591円であり、歳入歳出差引残額は3億1,977万9,222円となっております。先ほど町長さんからも詳しく説明がございました。

歳入でございますが、平成18年度一般会計歳入決算は、予算現額134億1,966万9,000円に対し、調定額は130億1,817万1,214円、収入済額が128億8,021万8,813円で、不納欠損額が313万2,497円あるため、収入未済額は1億3,481万9,904円となっております。予算額に対して96%、調定額に対しまして98.9%の収入状況となっているものでございます。収入未済額の主なものは、先ほど町長さんからも詳しくありましたので、まず町民税から申し上げます。町民税で2,202万3,768円、固定資産税で1億303万718円、軽自動車税で270万6,140円、住宅使用料で493万62円などで、滞納繰越分が1億835万2,548円であります。別紙3を最後の方につけておりますので見てください。

滞納対策については、担当課は総力を結集して取り組まれている努力に敬意を表したいと思います。しかしながら取り組みの状況に温度差が感じられるので、また、

現年度分、過年度分のいずれも未収金の総額は増加の傾向にあるので、法的手段も含めより一層対策の強化が求められるものであります。

歳出でございますが、平成18年度一般会計歳出決算は、予算現額134億1,966万9,000円に対して、支出済額は125万6,043万9,591円で、翌年度繰越額が5億8,726万7,000円、不用額が2億7,196万2,409円となっています。予算額に対する執行率は93.6%であります。執行率が前年度と比べますと前年度97.9%になって大きく減少しました。その要因は、情報通信基盤整備事業、御崎漁港の改修工事費、農林水産施設災害復旧費など、繰越明許費の額の増加によるものである。このことについても別紙で後の方に表を作っておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次にですね、各款、項ですが、先ほど町長さんが詳しくありましたので特に気になったところのみを行いたいと思っております。2番につきましては別にありませんが、あと3番につきまして簡易水道のところの一つ問題があるなと思ったのは、歳入だけではなくして、これからいろんなことが考えられるわけですが、早いうちにこういったものの処理を何とかする方法をやるべきだというふうに感じましたので、この点にはちょっと注意をしておきたいと思っております。

それから住宅新築資金、4番ですね。住宅新築資金等貸付事業特別会計であります。この会計につきましても、終わってからしばらくになりますので、額が相当額を、特に大山町の財政を圧迫している金額の大半でございます。延べ人員でいきますと223件、実質人員でいきますと170件というような人員になっておりますね、この件についても収入未済額が3億679万817円あり、これは町の滞納総額6億5,811万5,839円、46.6%に相当すると。法的手段も検討されているようであるが、さらに未収金対策の強化に努められたいというふうに思います。

5番です。開拓専用水道の特別会計であります。これも未収金はかなり固定化しておりまして、過年度の件数が18件、現年度で7件の未収が認められます。これについても未収金額が64万3,195円ありますので速やかに回収することをお願いしたいと思います。

第6番の地域休養施設特別会計でございますが、今年から管理者制度になりましたので、現地等も見させていただきましたし、いろいろと見た関係で今後いい方向にいけばというふうに思っております。

7番目の老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計でございますが、これもかなり年数が経っておりまして、昭和60年度に貸付終了してあと、未収の回収ということだけでございますが、金額にして156万154円ということですが、これは約3名の方が未収ということでございます。

8番の国民健康保険特別会計でございますが、これは不納欠損が大きなものがあります。数字については先ほど説明がありましたので、申し上げませんが、不納欠損額が295万615円あるため、収入未済額は1億5,036万177円となり、徴収率は予算額に対して102.9%、調定額に対して81%となっている。昨年度の徴収率を0.7%下回っており、さらなる未収金対策の強化に努められたいと。支出においても、後期高齢者医療制度創設準備事業費に800万1,000円を翌年度に繰越しております。

9番国民健康保険診療所特別会計であります。この前の日本海新聞にも出ておりましたように地域医療の重要性は申すまでもありませんが、大山診療所の所はですね、医師の不足で確保が非常に難しいというようなことで診療所の運営方針の見直しが求められるではなかろうかというふうに思っております。

老人保健特別会計でございますが、これは特別に今のところは、これといった問題はありません。

11番、介護保険特別会計であります。この未収についてもですね、未収金総額がありまして、未収金586万714円であります。

歳出においても医療保険制度改正分システム改修事業費381万2,000円を翌年度に繰越しています。

介護保険については別にありませんが、いろいろと事務上の問題があるようですので、この介護保険についてはいろいろと職員さんも苦勞されているようでございますので、これから努力をされていい方向に行くような、なんか合理化をするようなことを考えなきゃいけないなというふうに思っております。

13の農業集落排水事業特別会計でございますが、これについても未収金総額が407万3,498円ございますが、ほとんどが使用料でございます。使用料の大型の人がですね、109名ありまして629件、負担金が7名あります。分担金が7名ありまして、となっておりますが、18年度末の接続率は79.5%であるが、光徳地区農業集落排水事業を最後に、町内全域の事業が完了したので、未加入者への加入促進や接続率の向上に努め、会計財政基盤の安定化を図られたいというふうに思います。

公共下水道事業特別会計においても同じような傾向があります。まずこの中で特に収入未済額が1,636万465円あります。そのうちの使用料が大勢を示しておりまして不納欠損額が67万2,051円ありますが、この中にですね別表で見ないと分からないので、後でまた申し上げたいと思います。

収入未済額についてはそういうことでございますので、平成18年度末の接続率の56.8%となっているが、18年度庄内地区工事をもって、全町内全域の主要な事業が完了したので、事業の目的に沿い、接続率の向上や水質浄化、生活環境の

改善を図られるとともに、会計の財政基盤の安定化に努められたい、というふう
に思います。

風力発電は今のところ非常に順調であるというふう申し上げておきたいと思いま
す。だいたい64%くらいの稼働率ということでだいたい平均的なものだというふう
に思います。

温泉事業につきましては、16の温泉事業でございますが、管理者制度になって
から順調な進捗をしているようでございますので、これから見通しが明るいんでは
なかろうかというふうに思いますが、全町挙げてのやはり協力、利用協力とか口コ
ミをするということも必要かというふうに思います。

17番の宅地造成事業特別会計であります。現在残っておりますけれども、適時
売れていると思えますし、多少今後2、3年が山だなというふうに思いますが、町
長さんの説明の中にもありましたように、9,000万ほど繰越しております。そ
れをうまく利用してでもですね、頑張っていかなきゃいけないなというふうに思
っています。

資金運用状況についてでございますが、平成18年度における一般会計及び特別
会計の収支実績及び資金運用の状況は、別途実施した例月出納検査をも勘案し、適
正に行われているものと認めました。

第5財産管理の状況ですが、町有財産は、公有財産、物品、債権、基金に大別さ
れ、財産に関する調書（平成19年3月31日現在）のとおりで適正に管理されて
いるものと認めました。

第6は主要事業の執行状況でございますが、主要事業は、適切に執行されている
ものと認めました。

指摘事項を何件か、6件ほど挙げています。

(1) でございますが、町民税・固定資産税・国民健康保険税などの町税、町営住
宅使用料、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、農業集落排水事業使用料、公共下
水道事業使用料、水道料など多額の未収金対策を積極的に行なうこと。特に未収金
が年々増加の傾向にある固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、
町営住宅使用料、水道料等は、その原因究明に努め、未収が発生しないように対策
を講じること。

住宅新築資金貸付金の回収については、連帯保証人の書き換えなどの手続きを引
き続き行なうこと。

(2) 遊休町有地については、活用を図るとともに、場合によっては維持管理経費
削減のため、売却を含めた処分を検討すること。

(3) 農業集落排水・公共下水道事業とも、大きな管路及び処理場建設工事は完了し
たので、今後は接続率向上を強力に推進し、一般会計からの繰入金金の抑制に努めら

りたい。

(4) ですが、水道料はできるだけ早く統一した料金を設定すること。また簡易水道は、将来的展望にたつて町の水道への加入を勧奨し、料金体系と管理体制の統一化を図ること。

(5) 町道及び公共施設等は、定期的に管理点検を行い、安心・安全な維持管理に努められたい。

(6) 新町の備品台帳及び財産台帳については、システムの導入等を検討のうえ、統一的な台帳整備を早急に図られるようお願いしておきました。以上でございます。

それから次は大山町索道会計から、いかしていただきたいと思います。

大山町の索道会計でございますが、平成18年度大山町索道事業会計決算審査意見書、意見についてということで挙げております。平成18年度大山町索道会計決算書及び関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を付します。

平成18年度大山町索道事業会計決算審査意見書、審査の概要は平成19年7月10日に、下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査した。その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めた。

審査の書類でございますが、平成18年度大山町索道事業会計決算書類、(2)では平成18年度大山町索道事業会計決算附属書類ということしております。

第3に最近の収益的収入支出及び利益の状況を表で表しておりますので、ご覧いただければと思います。

それから資産の内容、流動資産の内容、企業債の未償還残高等を書いておりますのでご覧いただければと思います。

企業の内容でございますが、索道事業における前年度対比というようなことですね、17年度、18年度書いておりますので、ご覧いただければと思います。

6番の結びとしましてですね、平成18年度大山町索道事業会計決算は、索道事業で2,928万4,957円の純損失と、附帯事業は1,123万9,148円の純損失となり、合計4,052万4,105円の純損失が生じた。繰越欠損金5億8,554万194円を加え、次年度への欠損金6億2,606万4,299円を繰り越す内容となっています。

本年度は全国的な暖冬のため、大山スキー場は12月23日にスキー場開き祭を開催したものの、本格的な営業は12月30日からとなった。その後も例年に比べ積雪の量が少ない中、2月14日には南風が吹き、ゲレンデの状況がさらに悪化したというようなことですね、実際には50日足らずの営業しかできなかったとい

うような現状でございます。

現下の厳しい情勢では、今後も入り込みの急増は望めないが、更に経営努力を重ね、事業収支の向上に努められるよう意見を付して、平成18年度大山町索道事業会計決算審査の意見とします。

次に、水道事業の方に移りたいと思います。別紙をごらんいただきたいと思ます。

平成18年度大山町水道事業会計決算審査意見について、平成18年度大山町水道事業会計決算書並びに関係書類を審査しましたので、その結果について次のとおり意見を付します。

平成18年度大山町水道事業会計決算審査意見書、審査の概要は、平成19年7月11日に、下記の決算書及び関係諸帳簿を審査し、予算の執行状況が議決の趣旨に則し、効率的かつ合理的に行われているか等について検討を加えつつ慎重に審査した。その結果、決算計数は諸帳簿と合致し計算に誤りはなく、いずれも正確であることを認めた。

審査した書類ですが、(1)平成18年度大山町水道事業会計決算書類、(2)平成18年度大山町水道事業会計決算付属書類。(3)でございますが、収益的収入支出及び利益の状況をこの表に書いておりますのでご覧いただきと思ます。

次に資産の内容、あるいは、については、固定資産、流動資産、企業債未償還残高等を載せておりますのでご覧いただければと思ます。

次に5番ですが、業務の内容でございますが、特にこの中で非常に良くなったというのがですね、やはり、なったものと悪くなったものとありますけれども、一般的に地域によって有収率が非常に上がっておるところがある。特にこの中でちょっと落ちているのは、どういう原因か分かりませんが、有収率のところを見ていただくと今年85%になっていますが、これがですね他のところ上がっているのに、1カ所だけちょっと落ちていたと。それが災いしてこういう前年度対比で落ちているということで、原因がちょっと分からないのでいろんな事故等があったのかなと、こちらは推察しておりますが、昔のことを思えばかなり有収率が向上しているというふうには私は見受けました。

供給単価のことは先ほど申し上げましたけれど、平成18年度供給単価が1立米当たりが135円73銭、平成18年度給水原価が1立米辺り163円66銭となっております

7番目、本年度の収支における総収益は2億2,948万1,560円で、総費用が2億5,091万4,089円となり、当年度純損失は2,143万2,529円となっている。

前年度の繰越欠損金2,164万6,292円と合わせ、未処理欠損金は、4,

307万8,821円となっております。

水道使用料の未収金は3,756万2,755円で、このうち現年分は726万5,293円と前年度に比べ減少はしているものの、滞納件数及び滞納者数は増加の傾向にあります。

今後においては、旧町間で異なっている水道料金体系の統一を図るとともに、滞納整理に向けて一層の努力をされるよう意見を付して、平成18年度大山町水道事業会計決算審査の意見とします。

それからもう一件いきます。平成18年度の大山町の財産区会計歳入歳出決算審査の、…これはいいですね。

そのほかにですね、ちょっと申し上げたいと言いましたのは、これは平成18年度の不納欠損の表を見ていただきたいと思いますが、4枚、5枚、6枚目くらいですが、ところに別紙4で挙げておりますが、その中の水道事業会計というのがあると思いますが、一般的に不納欠損のところには出てきませんが、水道会計は企業会計でございますので、この中で不納欠損と同じような取り扱い、ここの表現では不納欠損額と書いとりますが、過年度収益修正損というのを挙げております。これが不納欠損というこの中では、項目で挙げておりますので、ご了承お願いしたいというふうに思います。以上で審査意見を終わります。どうも。

○議長（鹿島 功君） 監査委員さんにおかれましては、膨大な資料を例月検査・監査等含めてですね、大変熱心に監査いただきましたことを感謝いたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いただきます。再開は1時30分にしたいと思います。

午後12時20分 休憩

----- . ----- . -----
午後1時30分 再開

日程第23議案第112号～日程第39議案第128号

○議長（鹿島 功君） 再開します。日程第23、議案第112号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第39、議案第128号 平成19年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで、計17件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ただいまご上程いただきました議案第112号から議案第128号まで提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第112号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであり

ます。主な内容は、人事院規則が改正されたことに伴い、本条例第7条に規定する「休息時間」の部分を削除するものであります。施行の日は、平成19年10月1日としております。以上で議案第112号の提案理由の説明を終わります。

議案第113号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。主な内容は、郵政民営化法等による郵政民営化の準備期間が9月末で終了し、10月から民営化されることに伴い、「政治倫理の確立のための大山町長の資産等の公開に関する条例」及び「大山町国民健康保険条例」の条文から、「郵便局」「郵便貯金」等の文言を削除するものであります。なお、施行の日は、平成19年10月1日としております。以上で、議案第113号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第114号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、平成19年5月16日に公布された「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」に条文が追加されたことに伴い、「大山町職員の育児休業等に関する条例」「大山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」及び「大山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の関係部分を改正するものであります。

なお、施行の日は、平成19年10月1日といたしております。以上で、議案第114号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案115号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について提案理由のご説明を申し上げます。

規約変更の内容は、広域連合の議会の議員の定数を13人から22人に増員することと、議員の選挙を圏域ごとに選挙する方法から、関係市町村の議会において、それぞれ定数の議員を選挙する方法に変えるものであります。

現在、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の定数は、東部・中部・西部の各圏域で定められており、すべての市町村から選出されることにはなっておりません。

このことについては、町村議会議長会から広域連合の重要事項の決定・執行等に関しては、広域連合を構成する全市町村の住民意思が反映されるべきであり、また現在の圏域ごとに推薦する方法は調整等も困難であるため、議員定数を構成する市

町村から1名以上の選出とするよう改正要望がなされておりました。

このほど、鳥取県後期高齢者医療広域連合長より、この要望に沿って鳥取県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更するため、町に対し、地方自治法第291条の3第1項に規定されている協議があったことから、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。以上で議案第115号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第116号 町道路線の認定について（末吉末長線）提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町末吉、大山消防署東側の国道9号交差点から分岐し、大山西小学校横のT字路交差点へ接続する路線であります。この路線は、県道大山口停車場線として県が管理を行っておりましたが、大山インターチェンジへのアクセス道路として、新たに大山町国信、国道9号から大山支所までの県道バイパスが完成いたしました。これに伴い、旧道が町に移管されたことにより町道認定をお願いするものであります。

路線名は、町道末吉末長線とし、延長は約890mで、起点は大山町末吉、国道9号交差点、終点を大山町末長、県道大山淀江インター線交差点とし、道路法第8条第2項の規定により、議決を求めるものであります。

なお、町道としての認定告示を9月28日に行いたいと考えております。以上で議案第116号の提案理由の説明を終わります。

議案第117号 町有財産の売払いについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、高田工業団地内で操業中であります誘致企業の事業拡大に伴う用地取得の申し出により、団地内に未売却の町有地として残っております区画の一部を工場用地として売却するため、「地方自治法」第96条第1項第8号及び「大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

売払いをしたい土地の所在及び表示は、高田字河原畑1, 151番11、山林393㎡及び高田字掛田河原1, 189番13、山林5, 618㎡、合計6,011㎡で、土地の売払い価格は3,916万1,665円を予定しております。売り払いの相手方は、米子市夜見町2710番地、米子機工株式会社 代表取締役 小林弘直であります。以上で議案第117号の提案理由の説明を終わります。

次、議案第118号 平成19年度大山町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入においては、地方特例交付金及び普通交付税の額の確定、高田工業団地の土地売買の成立、地方債の額の変更など、歳出においては、各特別会計への繰出金の調整、ロータリー除雪車購入の見送り、来年度に予定の名和中学校耐震補

強及び大規模改修に向けた工事設計委託料の追加など、現時点の財政見通しに変更が生じたので、歳入歳出予算の過不足を調整するため、提案するものであります。

この補正予算第3号は、既定の歳入歳出予算の総額に7,794万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億7,538万6,000円とするものです。

次に、第1表の歳入からその概要をご説明いたします。

第30款地方特例交付金は、その額の確定により145万9,000円の減額であります。

第35款地方交付税は、普通交付税の額の確定により3億515万6,000円の増額で、補正後の額は47億6,315万6,000円であります。

地方交付税については、19年度の地方財政計画上、前年度に比べて4.4%の減ということでありましたが、特に合併市町村にあっては、平成の大合併の進む前の平成14年度の経常的行政経費と平成17年度の経常的行政経費の比較をしたとき大きく改善されたことに伴い、「頑張る地方」ということで国全体の方向とは逆に前年比約1億2,000万円の普通交付税が増となったところであります。

第55款国庫支出金81万8,000円の増減額の主なものは、国庫補助金で、建設機械整備費補助金2,000万円の減額、地方道路整備臨時交付金647万5,000円の追加、「読む・調べる」習慣の確立に向けた実践研究事業補助金1,359万5,000円の新規計上であります。

第60款県支出金666万3,000円の増額の主なものは、県補助金で、小規模作業所運営費補助金103万7,000円の追加、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業補助金375万円の新規計上であります。

第65款財産収入は3,916万1,000円の増額で、高田工業団地の売り払い収入であります。

第75款繰入金2億3,000万円の減額の内訳は、財政調整基金繰入金1億円、減債基金繰入金8,000万円及び地域福祉基金繰入金5,000万円であります。

第80款繰越金は470万5,000円の増額であります。

第85款諸収入310万円の増額は、預金利子200万円、雑入で東坪寺の上遺跡発掘調査委託金110万円であります。

第90款町債は、5,020万円の減額で、主なものは、臨時財政対策債は額の確定により120万円の追加、商工債では辺地対策事業債2,250万円の減額、土木債では辺地対策事業債930万円の減額及び一般単独事業債110万円の減額であります。

次に歳出の概要についてご説明いたします。

第10款総務費は、442万3,000円の増額であります。その主なものは、

総務管理費の財産管理費で、本庁車庫屋根修繕工事費 1 8 2 万 7 , 0 0 0 円であります。

第 1 5 款民生費は、2 , 0 7 8 万 7 , 0 0 0 円の増額であります。

その主なものは、社会福祉総務費で、町社会福祉協議会補助金 7 9 万円の追加、これはボランティア活動分であります。老人福祉費で介護保険特別会計への繰出金 4 3 8 万 7 , 0 0 0 円の追加、障害者福祉費で小規模作業所運営費補助金 2 0 7 万 6 , 0 0 0 円の追加、児童福祉費の保育所費で、嘱託・臨時職員賃金など 1 , 0 7 4 万 8 , 0 0 0 円の追加であります。

第 2 0 款衛生費は、4 1 9 万 9 , 0 0 0 円の増額であります。その主なものは、清掃費のし尿処理費で、合併処理浄化槽設置補助金 3 5 3 万 2 , 0 0 0 円であります。

第 3 0 款農林水産業費は、7 8 万 8 , 0 0 0 円の減額であります。増減の主なものは、農業費の農地費で、農道の維持補修費 2 3 5 万 4 , 0 0 0 円の追加、農業集落排水推進事業基金積立金 3 7 2 万 4 , 0 0 0 円の追加、農業集落排水事業特別会計繰出金 1 , 1 1 6 万 8 , 0 0 0 円の減額、林業費の林業振興費で未整備森林緊急公的整備補助金 3 7 5 万円の新規計上、これは未整備森林、間伐が必要な森林であります、これの整備を地域の創意工夫により効果的に行うモデル事業としての取り組みに対する補助金であります。

水産業費の水産業振興費で、漁業経営開始円滑化事業補助金 6 3 万 4 , 0 0 0 円の追加などあります。

第 3 5 款商工費は 6 3 万 6 , 0 0 0 円の増額であります。主なものは、観光費で大山スポーツ施設活用補助金 3 0 万円の新規計上で、町内公共施設を利用した合宿誘致のためのパンフレット印刷費の二分の一を助成するものであります。

第 4 0 款土木費は、1 , 1 8 4 万 2 , 0 0 0 円の減額であります。その主なものは、道路橋梁費の道路維持費で、町道維持費 2 2 9 万 8 , 0 0 0 円の追加、ロータリー除雪車については補助の目途が立たないため、3 , 0 0 0 万円の減額であります。

道路新設改良費では、町道種原大野線などの改良にかかる経費合わせて 1 , 0 8 2 万 5 , 0 0 0 円を追加いたしております。

そのほか公共下水道費で、公共下水道事業特別会計繰出金 4 2 8 万 2 , 0 0 0 円を追加しております。

第 4 5 款消防費は、2 2 4 万円の増額であります。主なものは、水道会計に対する消火栓維持管理費負担金 1 0 0 万円の追加、自衛消防に対する消防施設整備費補助金 4 8 万 8 , 0 0 0 円の追加であります。

第 5 0 款教育費は、5 , 8 2 8 万 9 , 0 0 0 円の増額であります。主なものは、

教育総務費の教育振興費で、歳入の「読む・調べる」習慣の確立に向けた実践研究事業補助金1,359万5,000円を受けて、図書司書関係の賃金や図書備品購入など合わせて1,359万8,000円を新規計上、「子供読書の街」づくりに向けた取組みを展開する予定といたしております。なお、この事業は国のモデル指定を受けた全国で10の市区町村で展開されるものであります。

中学校費では、学校管理費で、全国中学校総合体育大会に参加した中山中学校陸上部、名和中学校柔道部、大山中学校剣道部の大会派遣費合わせて129万3,000円、それから平成20年度に計画している名和中学校耐震補強及び大規模改修工事の設計委託料3,317万円、社会教育費の文化財費では、町道山村文珠領線道路改良工事に伴う文珠領遺跡発掘調査事業750万円及び東坪寺の上遺跡発掘調査事業110万円、保健体育費では、体育施設費で野球場の修繕費115万6,000円、大山スポーツ公園指定管理料264万6,000円、学校給食費で、名和学校給食センター屋根防水工事費199万5,000円計上などであります。以上で、議案第118号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第119号 平成19年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ636万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ23億9,031万3,000円とするものであります。

歳入から説明いたします。

第50款繰越金636万5,000円の増は、前年度繰越金を増額計上するものであります。

次に歳出について説明いたします。第5款総務費65万3,000円の増は、職員手当、需用費等であります。

第45款諸支出金571万2,000円の増は、保険税還付金と実績による過年度分償還金であります。以上で議案第119号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第120号 平成19年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ182万4,000円を増額して、歳入歳出の総額をそれぞれ4億9,309万2,000円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第5款診療収入では、第10項外来収入165万1,000円の増額であります。

第30款繰越金17万3,000円の増額であります。

次に歳出についてご説明をいたします。

第5款総務費172万4,000円の増額は、大山診療所長の退職に伴う人件費602万3,000円の減額と、大山診療所臨時医師賃金360万円及び代診医師

謝礼金 228 万円の増額、大山診療所敷地内排水工事に係る工事請負費 92 万 3,000 円、大山口診療所の電子内視鏡が破損し、新たに経鼻内視鏡をリースで購入する費用 31 万円などであります。以上で議案第 120 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案 121 号 平成 19 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,085 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 17 億 5,003 万円とするものであります。

この補正予算は、年度内の保険給付費の不足が見込まれるための増額と前年度実績に伴う国・県負担金及び介護保険料の還付金を増額補正するものであります。

歳入から説明いたします。

第 15 款国庫支出金 922 万円の増は主に、保険給付費の増額に伴うものであります。

第 20 款支払基金交付金 1,057 万 3,000 円の増は、保険給付費の増に伴うものであります。

第 25 款県支出金 426 万 9,000 円の増は、主に保険給付費の増額に伴うものであります。

第 30 款繰入金 438 万 7,000 円の増は、保険給付費の町負担分及び包括支援センター運営費を一般会計から繰入れするものであります。

第 35 款繰越金を 1,240 万 6,000 円増額して歳入、歳出を調整いたしております。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 64 万 2,000 円の減は、職員給与費であります。

第 10 款保険給付費 3,411 万 3,000 円の増は、今後必要な介護予防サービス等諸費を増額するものであります。

第 15 款地域支援事業費 76 万 4,000 円の増は、主に包括支援センター運営事業費であります。

第 30 款諸支出金 662 万円の増は、第 1 号被保険者の死亡、転出等に伴う保険料還付金及び前年度実績により確定した介護給付費及び地域支援事業費の国・県負担金返還金であります。以上で議案第 121 号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 122 号 平成 19 年度大山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 万 4,000 円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ 3,457 万 4,000 円とするものであります。

歳入から説明をいたします。

第25款雑入6万4,000円の減額であります。

次に歳出について説明をいたします。

第10款サービス事業費6万4,000円の減額は、大山診療所長の退職に伴う人件費250万9,000円の減額、大山診療所臨時医師賃金240万円の増額、介護サービス情報の公表制度に係る調査手数料4万5,000円であります。以上で議案第122号の提案理由の説明を終わります。

次に議案第123号 平成19年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、職員の人事異動による給与等の改正と施設の修繕料の増額を行なうものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億1,010万3,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第5款分担金及び負担金の157万8,000円は、光徳地区の分担金を見込んでいます。

第25款繰入金の1,116万8,000円の減額は、職員の異動等により一般会計からの繰入金を減額しています。

第30款繰越金の97万2,000円の増額は、前年度繰越額の確定によるものであります。

第35款諸収入の120万円の減額は、消費税の還付見込みにより減額いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款事業費の981万8,000円の減額は、職員の異動による給与等の減額と施設修繕費の増額を調整いたしております。

第10款公債費では金額の増減は無く、財源の変更を行なっています。以上で議案第123号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第124号 平成19年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、職員の人事異動に伴う職員給与等の変更と大山地区で行われている道路改良に伴い、下水道を移転する必要が生じたので補正をするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ728万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5億5,485万1,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明いたします。

第20款繰入金の428万2,000円は、一般会計からの繰入金を見込んでお

ります。

第30款諸収入の300万円の増額は、県道改良に伴う下水管移転やマンホールの嵩上げ工事補償費を見込んでいます。

次に歳出についてご説明申し上げます。

第5款事業費の728万2,000円の増額は、職員の異動による給与等の変更と県道改良に伴う補償工事費等を増額しております。以上で議案第124号の提案理由の説明を終わります。

議案第125号 平成19年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ546万5,000円とするものであります。

補正内容について歳入から説明します。

第15款繰越金15万5,000円の増額であります。

次に歳出について説明いたします。

第5款公課費15万5,000円の増額は平成18年度温泉事業運営に係る売上金に対する消費税納付額の増によるものであります。以上で議案第125号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第126号 平成19年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額8,340万円に歳入歳出それぞれ50万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,390万円とするものであります。

歳入からご説明します。

第15款繰越金50万円の増額は前年度繰越金であります。

次に歳出についてご説明します。

第5款宅地造成事業費の50万円の増額は、当初計上しておりました5名分の紹介者が既にありましたので、更に購入者謝礼金5名分を増額するものであります。

以上で議案第126号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第127号 平成19年度大山町情報通信事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、工事遅延による違約金や、人件費、消耗品、工事請負費の増に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,768万1,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第30款諸収入の140万7,000万円は、建設工事の遅延による違約金を見

込んでおります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費の100万の増額の主なものは、番組作成等に係る時間外勤務手当が50万円、カメラ用ビデオテープやCDなどの購入のための消耗品費が42万円であります。

また、道路工事に係る中電柱やN T T柱の支障移転が予想以上に多くその都度、光ファイバーケーブルの張替え工事が必要となるため、工事請負費を300万円増額し、その分、備品購入費を300万円減額いたしております。

第15款予備費を40万7,000円増額して財源調整をいたしております。以上で議案第127号の提案理由の説明を終わります。

議案第128号 平成19年度大山町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出を補正するものであります。

まず、収益的収入の、第1項営業収益の100万円の増額であります。一般会計より消火栓の維持管理負担金として受け入れるものであります。

つづいて、支出の第1項営業費用の65万6,000円の増額であります。旧大山淀江料金所に再給水の申請があり米子市より浄水の受入費用として22万1,000円、職員の扶養手当等の増加分が13万2,000円、水道料金等の検討委員会の委員謝礼として30万3,000円を計上いたしております。以上で議案第128号の提案理由の説明を終わります。

以上で終わります。以上で議案第128号の提案理由の説明を終わります。

日程第40 総務常任委員会の調査報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第40、総務常任委員会の調査報告についてを議題にします。委員長の報告を求めます。総務常任委員長、椎木 学君。

○総務常任委員長（椎木 学君） 報告いたします。去る8月6日から9日にかけて、総務常任委員会では、北海道白老町・夕張市に視察を行いました。

視察の目的でございますが、現在地方分権の推進や多様化する行政ニーズ、厳しい財政事情など、近年地方公共団体を取り巻く環境は急激に変わりつつあります。今後益々進展する住民自治に対応する議会づくり、議会運営のあり方、議員一人ひとりの資質の向上が求められているところです。このような厳しい環境の中、白老町においては、早くから情勢の変革を読み取り、開かれた議会・信頼される議会を目指してこられています。白老町の先進事例に学び、今後の大山町議会運営のあり方を模索する目的としております。

また、全国的に地方行財政の困難が指摘されるなか、行政破綻の実態、財政再建

計画、議会改革の検証と今後の取り組み等の状況を視察研修し、破綻回避と議会の改革・活性化の一助とするものであります。

詳細はこの報告書に記載してございますが、まとめといたしまして、若干ご報告申し上げます。

夕張につきましては、県の協力を得まして事前に研修をさせていただきました、こちらの方で。実際に夕張にまいりまして、確かに国の政策変更に翻弄されてきたという状況もありますが、執行部、議会の高い能力・資質が求められている状況と、議会の5年、10年先を見る先見性がいかに大切さかを身をもって体験したような次第であります。他山の石ではないとは痛切に感じたところでございます。

また白老町でございますが、時代が急速に変化するなか、行政は道州制など、住民も要求と負担との整合性などについて模索しているように見えるこの頃であります。議会を活性化することは、議員として、議会全体として理解し合い進めていくことが大事だと思います。

町の財政事情を十分考慮し、経費の節減と効率化、事業の整合性など、ますます難しい行政運営が必要となっております。白老町の一般会計と特別、企業会計も含めたバランスシートの作成など、開かれた議会作りに対する様々な施策、実施等、これから私たちの町が進まなければならない、あるいは、改善しなければならない道標が見えたように思います。

研修にあたって、わが町の優れたところも逆によく理解もできました。今後、さらに議員各位が自己啓発しながら良いところは伸ばし、改革すべきところは早急に実施し、町民のための議会づくりを目指す必要性を感じたところであります。以上、詳しくはお手元の報告書に記載してございますが、簡潔にご報告申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） ただいまの委員長報告に対して質疑があれば受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで、総務常任委員会の調査結果の報告を終わります。

日程第41 教育民生常任委員会の調査報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第41、教育民生常任委員会の調査報告についてを議題にします。委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、秋田美喜雄君。

○教育民生常任委員長（秋田美喜雄君） 教育民生常任委員会では8月6日～9日において総務常任委員会と合同で恵庭市、白老町、夕張を研修に行つてまいりました。その中で教育民生委員会としては恵庭市の子育て支援を研修してまいりました。

で、研修目的は、現在札幌近隣の町から、子育てに関心のある人たちに熱い視線がこの恵庭市に注がれている。市においては、子育てを核心戦略に位置づけたまち

づくりに挑戦を始めたからである。そして、今まさに次世代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てる地域づくりを最重要課題とする行政が進められているところである。

そこで、子育て教育を行政課題として推進を図りつつある大山町にとって、貴重な先進事例であり、事業推進の状況や今後の方向性の参考とさせていただくことを目的に研修してまいったものであります。

詳細はお手元に配布してあるとおりでございますが、総括として、少子化は、今や国にとっても、多くの自治体にとっても深刻な重要問題となっている。恵庭市においては、市民の現状とニーズを的確にとらえ、プランだけにしがみついているのではなく、具体的な施策を糧としながら、前へ進んでいこうとしている姿が見受けられる。また、市民の現状とニーズを踏まえるということは、その計画が多くの市民の理解と協力を得ることにつながっていくことに他ならないと考える。現にブックスタート事業や、現在進められている親主体のプレイセンター事業等、ボランティア活動の広がりがそのことを実証している。多くの市民がこの事業の大切さと意義をよく理解し、楽しみながらさりげなく活動し、市の支援体制をうまく活用しながら、大きな輪となっている点が強く印象に残った。また担当職員が、子育ての理念をよく理解し、湧き上がるような使命感と熱意をもって自発的に取り組んでいる姿が非常に印象的に感じて帰ってまいりました。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） ただいまの委員長の報告に対して質疑があれば受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで、教育民生常任委員会の調査報告を終わります。

日程第４２ 経済建設常任委員会の調査報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第４２、経済建設常任委員会の調査報告についてを議題にします。委員長の報告を求めます。経済建設常任委員長、足立敏雄君。

○経済建設常任委員長（足立敏雄君） 経済建設常任委員会視察調査報告書を報告させていただきます。

私たちの委員会は、７月４日から７月６日まで２泊３日ということで、そちらの資料にも出しておりますように、三重県、長野、滋賀という形であの辺りの３カ所を回ってきております。ここを選んだ理由といいますのは、調査目的の方に書いておりますが、大山町の産業・経済の活性化を図っていく上で、大山ブランドの確立と大山を始めとする地域資源の有機的活用を伴う観光振興が喫緊の課題であることから、体験型観光、それから地域ブランドづくりの先進事例を視察すると。これは町長が今大変意気込んでやっていただいております大山恵みの里構想の具現化に必ず役立つだろうということでこの３カ所を選んで視察を行なってまいりました。

一箇所一箇所の視察の細かいところはお手元の資料の方でご覧になっていただきたいと思ひます。最後にまとめとして書いておりますので、そのところはちよつと読ませていただきたいと思ひます。

今回視察した先進地は、それぞれ地域の資源を見つめなおし、磨き上げ、さまざまな努力を経て「成功」に到っている。この3カ所ともスムーズな形での現在の姿があるわけじゃないということをは是非ご理解いただきたいと思ひます。その作業は、正しく本町において取り組みを始めた「大山恵みの里」で行なおうとしていることに他ならない。先進地で感じられたのは、明確なコンセプトや「こだわり」があるということ。コンセプトを練り上げるために、繰り返し膝詰で話し合い、「こだわり」の為に努力し、「顧客」に対しても安易に妥協しない。そうした誠実さ、姿勢が、「顧客」に伝わることで根強いリピーターを増やしていつている。

そうした取り組みを行なうのも「人」、取り組みをまとめリードしていくのも「人」。地域資源は他地域に比して決して見劣りしない本町にとって、「大山恵みの里」を如何に具体化していくかは、まさに正しく「人づくり」に掛かっているのではないかというのがまとめです。よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） ただいまの委員長報告に対して質疑があれば受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） ないようでありますので、これで経済建設常任委員会の調査報告を終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。次会は、明日13日に会議を開きますので、9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。ご苦勞さまでした。

午後2時12分 散会